

倫理綱領

前文

社会福祉法人愛護会の職員は、法人の信条である「たった一人しかない自分を、たった一度しかない人生を、本当に生かさなかつたら、人間生れた甲斐がないじゃないか（路傍の石）」の一節をふまえ、入居者に対して、人間としての尊厳が守られ、長寿とやすらぎを提供する環境づくりの研究と実践を進めることを基本方針とし、豊かな人生を送ることができるように支援することが私たちの責務と考えます。

私達は、入居者をサポートしていく専門職として、自身の意識改革を持ってその役割と責務を自覚し、ここに倫理綱領を定め私達の規範とし、最善の支援サービスの提供に努めます。

1. 生命の尊厳

私たちは、入居者一人ひとりをかけがえのない存在として大切にします。

2. 個人の尊重

私たちは、入居者一人ひとりを人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

3. 人権の擁護

私たちは、入居者一人ひとりに対し、いかなる差別、虐待、人権侵害、身体拘束も許さず、人としての権利を擁護します。

4. 社会への参加

私たちは、入居者一人ひとりが、介護度などにかかわらず、社会を構成する一員としての入居生活を送れるよう支援します。

5. 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、入居者一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生を送れるよう支援し続けます。

平成24年4月1日制定

社会福祉法人愛護会長寿福祉事業部会